

大阪市告示第667号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年5月15日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
紀陽銀行	東大阪支店	変更前	〒579-8048 東大阪市旭町3-7	令和8年 5月18日
		変更後	〒578-0924 東大阪市吉田七丁目2-28	

(会計室会計管理担当)